

(仮称) 箱根町住民自治基本条例

策定委員会だより 15

発行 箱根町企画観光部企画課

第17回 策定委員会開催

条例案を確認

去る6月4日、本年度初となる第17回策定委員会が開催されました。

今回の会議では、町長から町議会に条例案を提出するにあたり、策定委員会が、3月に町長へ報告した条例素案に修正を加えた部分の説明が行われました。

町における条例案の審査は、これまで本条例の策定が「町民と行政の協働」で行われてきたことを考慮し、修正はあくまで法制的なものにとどまっており、条例案の内容は、民意である策定委員会の考えを最大限尊重したものととなっていることを確認しました。



自治基本条例案を

町議会に提出

6月12日から開催された町議会6月定例会に箱根町自治基本条例案は提出されました。

町議会における審議の結果、条例案は、箱根町自治基本条例審査特別委員会に付託(閉会中)されることになりました。

箱根町自治基本条例(案)の構成

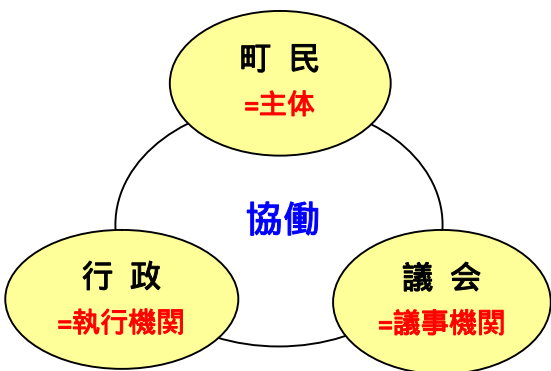
前文

- 第1章 総則(第1-3条)
- 第2章 自治の基本理念(第4条)
- 第3章 自治の基本原則(第5・6条)
- 第4章 自治の担い手(第7-13条)
- 第5章 情報共有のための制度(第14・15条)
- 第6章 行政運営(第16-24条)
- 第7章 住民投票制度(第25条)
- 第8章 その他(第26-28条)

策定委員会委員の

任期を延長

一 昨年の本委員会発足時から、委員の任期は「条例公布の日まで」ということで活動をしてきました。



しかし、条例の策定を進めていく中で、自治基本条例というものは、つくり上げるだけでなく、町民、町議会、行政が共通の認識を持って運用していくことが大切であることを学んできました。

そのため、委員の任期を「条例施行の日まで」に延長し、条例の成立後も町と協働で条例の周知などに取り組んでいくことを決めました。

協働のまちづくり 今後の取り組み

今後の策定委員会における具体的な取り組みとしては、町議会による審議の動向を見守りながら、条例の施行を視野に入れ、行政とともに「逐条解説の作成」「まちづくり懇談会の開催」「町民向けパンフレットの作成」などを行うていく予定です。